

住宅新築・購入・改修助成金 交付までの手続き

申請できる者は、転入後6月以内、若しくは事業完了後、2箇月以内に転入する者

住宅とは、自己の居住の用に供する構築物。併用住宅の場合、居住の床面積が全体の1/2以上あること。

① 様式第1号) 事前申請書 ・住宅新築・改修の着手前、購入契約締結前までに提出

・連帯保証人(同居する配偶者不可)の自署押印必要

まず、西九州させぼ広域都市圏サポーター登録をしてください。(既転入者を除く)

ご登録はこちらから



【添付書類】

ア) 世帯員全員が県外に1年以上居住していたことを証する書類、及び既に転入している場合は、佐世保市の住民票も添付(移住前の住所地の住民票又は転出届の写し 等)

イ) 世帯員が市町村税を滞納していないことを証する書類

(前住所地発行の滞納がない証明等)

ウ) ③住宅助成金事前申請用チェックリスト

エ) 住宅新築の場合は、工事見積書、図面、建築予定場所の写真

住宅購入の場合は、購入予定費用が確認できる書類(3親等以内の親族からの購入不可)

住宅改修の場合は、改修工事見積書、図面、改修予定箇所の写真、住宅の所有者が確認できる書類(登記簿謄本、売買契約書など)、実家改修の場合は、住宅の登記簿謄本、親子等の関係が分かる書類(戸籍謄本など)も併せて添付

注意 事前申し込みが必要です。(新築着工・改修工事着工、購入契約後では受付できません)

●交付内定通知書(様式第2号) ← 審査後、佐世保市が交付

② (様式第6号) 交付申請書 ・事業完了後30日以内に提出(完了後に移住する場合2月以内)

【添付書類】

ア) 転入後の住民票の写し(事前申請後、転入者の場合)

イ) 町内会加入証明書(様式第7号)

ウ) 住宅新築の場合 新築費用の内訳が確認できる書類、領収書の写し、住宅完成後の写真

住宅購入の場合 売買契約書、領収書の写し、登記簿謄本等前所有者が確認できる書類

住宅改修の場合 改修工事の内訳が確認できる書類、領収書の写し、工事施工箇所の写真

エ) その他市長が必要と認めるもの

●交付決定通知書(様式第8号) ← 審査後、佐世保市が交付

③ (様式第10号) 交付請求書 ・交付決定通知受領後提出

●助成金の支払い